

議案第10号

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例

川崎市地震対策条例（昭和56年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「第8条の2第1項」の次に「（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第30条第1項（同法第37条の7第3項で準用する場合を含む。）」を「第24条第1項、第64条第1項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第97条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

ガス事業法の一部改正に伴い、ガス小売事業者等が定める保安規程の一部を地震防災事前措置計画とみなすこととするため、この条例を制定するものである。